

## 議案第六号

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

(秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 附属機関の委員その他の構成員の任免に関すること。

第二条を次のように改める。

第二条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務のうち重要な事項又は異例に属する事項について、遅滞なく、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の事項について必要と認めるときは、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。

第三条に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定は、前項の専決処理について準用する。

第四条第一項中「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「前条第二号」を「前条第一項第二号」に、「前条第四号」を「前条第一項第四号」に改める。

本則に次の一条を加える。

(教育長の職務代理)

第五条 法第十三条第二項に規定する場合において、同項の委員は、同項の職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に代理させるものとする。

（秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第二条 秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第七条中第十九号を削る。

第七条の二中第十五号を削る。

第八条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第十号から第十六号まで」を「第九号から第十四号まで」に改める。

第十四条第二項中「教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する」を「知事の権限に属する事務で教育委員会の職員が補助執行することとされているものについて、知事の命を受けて当該事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する」に改める。

第十九条中第三号を削る。

第二十五条の二中第五号を削る。

第二十六条中第五号を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 附属機関

（附属機関）

第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該

各号に定める課又は室において処理するものとする。

- 一 秋田県私立学校審議会 総務課
- 二 秋田県幼保連携型認定こども園審議会 幼保推進課
- 三 秋田県教科用図書選定審議会 義務教育課
- 四 秋田県産業教育審議会 高校教育課
- 五 秋田県障害児就学審議会 特別支援教育課
- 六 秋田県社会教育委員 生涯学習課
- 七 秋田県立図書館協議会 生涯学習課
- 八 秋田県立博物館協議会 生涯学習課
- 九 秋田県立近代美術館協議会 生涯学習課
- 十 秋田県生涯学習審議会 生涯学習課
- 十一 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員 生涯学習課文化財保護室
- 十二 秋田県文化財保護審議会 生涯学習課文化財保護室

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定の適用がある場合においては、この規則による改正後の秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（第一条第一号を除く。）及び秋田県教育委員会行政組織規則第十四条第二項の規定は適用せず、この規則による改正前の秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（第一条第一号を除く。）及び秋田県教育委員行政組織規則第十四条第二項の規定は、なおその効力を有する。

平成二十七年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長の職務代理に関する規定を改める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び  
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育長の職務代理に関する規定を改める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）の一部改正（第1条による改正）

① 教育長は、教育委員会から教育長に委任された事務及び教育長が専決処理を行うこととされた事務のうち重要な事項又は異例に属する事項について、遅滞なく、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととする。（第2条及び第3条関係）

② 教育長の職務代理を行う委員は、その職務（教育委員会の会議を主宰する職務を除く。）を教育次長に代理させることとする。（第5条関係）

③ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 秋田県教育委員会行政組織規則（昭和61年秋田県教育委員会規則第4号）の一部改正（第2条による改正）

① 教育次長の職務に関する規定について、所要の整備を行うこととする。（第14条関係）

② 附属機関の担当課室について、所要の規定の整備を行うこととする。（第6条、第7条、第7条の2、第8条、第19条、第25条の2、第26条及び第4章関係）

3 施行期日等

(1) この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。

(2) この規則の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>（教育長への委任）</p> <p>第一条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）<u>第二十五条第二項各号に規定する事務及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</u></p> <p>一 附属機関の委員その他の構成員の任免に関すること。</p> <p>二 十略</p> <p>第二条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務のうち重要な事項又は異例に属する事項について、遅滞なく、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 教育長は、前項の事項について必要と認めるときは、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。</p> <p>（教育長の専決処理）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条第一項の規定は、前項の専決処理について準用する。</p> <p>（教育長の専決処分）</p> <p>第四条 法<u>第二十五条第二項第三号、第四号及び第六号に規定する事務（前条第一項第二号及び第三号に掲げるもの並びに賞罰に関するものを除く。）並びに第一条第一号から第六号まで及び第九号に規定する事項（前条第一項第四号に掲げるものを除く。）</u>について、緊急を要し、教育委員会の会議を開くいとま</p>	<p>（教育長への委任）</p> <p>第一条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）<u>第二十六条第二項各号に規定する事務及び次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</u></p> <p>一 社会教育委員及び産業教育審議会の委員その他の委員の任命に関すること。</p> <p>二 十略</p> <p>第二条 教育長は、前条の規定により委任された教育事務について重要な事項又は異例に属する事項が生じたときは、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。</p> <p>（教育長の専決処理）</p> <p>第三条 略</p> <p>（教育長の専決処分）</p> <p>第四条 法<u>第二十六条第二項第三号、第四号及び第六号に規定する事務（前条第二号及び第三号に掲げるもの並びに賞罰に関するものを除く。）並びに第一条第一号から第六号まで及び第九号に規定する事項（前条第四号に掲げるものを除く。）</u>について、緊急を要し、教育委員会の会議を開くいとま</p>

<p>がないと認められるときは、教育長が臨時に代理して、当該事項を処理することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(教育長の職務代理)</p> <p>第五条 法第十三条第二項に規定する場合において、同項の委員は、同項の職務(教育委員会の会議を主宰する職務を除く。)を教育次長に代理させるものとする。</p>	<p>がないと認められるときは、教育長が臨時に代理して、当該事項を処理することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正(第二条による改正)</p> <p>新</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>十五 略</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第七条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第七条の二 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p>	<p>旧</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第六条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>十五 秋田県教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>十六 略</p> <p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第七条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>十九 秋田県産業教育審議会に関すること。</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第七条の二 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 一 略</p> <p>十五 秋田県障害児就学審議会に関すること。</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p>

第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇六 略

七〇十二 略

一三〇十六 略

2 生涯学習課文化財保護室は、前項第六号に掲げる事務のうち文化財の保護に関すること及び同項第九号から第十四号までに掲げる事務を分掌する。

(教育次長)

第十四条 略

2 教育次長は、教育長を補佐し、知事の権限に属する事務で教育委員会の職員が補助執行することとされているものについて、知事の命を受けて当該事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(図書館)

第十九条 秋田県立図書館（以下「図書館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

一・二 略

(近代美術館)

第二十五条の二 秋田県立近代美術館（以下「近代美術館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

一〇四 略

(博物館)

第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〇六 略

七 社会教育委員に関すること。

八〇十三 略

十四 秋田県文化財保護審議会に関すること。

一五〇十八 略

2 生涯学習課文化財保護室は、前項第六号に掲げる事務のうち文化財の保護に関すること及び同項第十号から第十六号までに掲げる事務を分掌する。

(教育次長)

第十四条 略

2 教育次長は、教育長を補佐し、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(図書館)

第十九条 秋田県立図書館（以下「図書館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 図書館協議会に関すること。

(近代美術館)

第二十五条の二 秋田県立近代美術館（以下「近代美術館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

一〇四 略

五 秋田県立近代美術館協議会に関すること。

(博物館)



第二十六条 秋田県立博物館（以下「博物館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。  
一～四 略

#### 第四章 附属機関

（附属機関）

第三十一条 法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める課又は室において処理するものとする。

- 一 秋田県私立学校審議会 総務課
- 二 秋田県幼保連携型認定こども園審議会 幼保推進課
- 三 秋田県教科用図書選定審議会 義務教育課
- 四 秋田県産業教育審議会 高校教育課
- 五 秋田県障害児就学審議会 特別支援教育課
- 六 秋田県社会教育委員 生涯学習課
- 七 秋田県立図書館協議会 生涯学習課
- 八 秋田県立博物館協議会 生涯学習課
- 九 秋田県立近代美術館協議会 生涯学習課
- 十 秋田県生涯学習審議会 生涯学習課
- 十一 秋田県銃砲刀剣類登録審査委員 生涯学習課文化財保護室
- 十二 秋田県文化財保護審議会 生涯学習課文化財保護室

第二十六条 秋田県立博物館（以下「博物館」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。  
一～四 略

五 秋田県立博物館協議会に関する事